

浜 松 市 臨 時 教 育 委 員 会 会 議 次 第

平成 2 8 年 3 月 3 0 日 (水)

1 1 時 0 0 分

教 育 長 室

1 開 会

2 会議録署名人の決定 (石田委員、鈴木委員)

3 会期の決定

4 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

第 3 6 号議案 浜松市美術館条例施行規則の一部改正について

(美術館)

5 閉 会

第 3 6 号 議 案
平成 2 8 年 3 月 3 0 日 提 出

浜松市美術館条例施行規則の一部改正について

浜松市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市美術館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市美術館条例施行規則（昭和 4 6 年浜松市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(観覧料の減免) 第 7 条 条例第 7 条に規定する観覧料（常設展の観覧料に限る。）について、条例第 1 2 条に規定する特別の理由があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。 <u>(1) 7 0 歳以上の者が観覧する場合</u> 免除 <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	(観覧料の減免) 第 7 条 条例第 7 条に規定する観覧料（常設展の観覧料に限る。）について、条例第 1 2 条に規定する特別の理由があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。 <u>(1) 削除</u> <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

浜松市美術館条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

文化施設の観覧料・使用料等の全庁的な統一をはかる中で、各施設の必要な規則整備を行うものです。

(改正内容)

この規則は、浜松市美術館の観覧料を改定する浜松市美術館条例の一部改正に伴う所要の整備を行うものです。

(施行期日)

各施設の料金改定の周知期間をとって、平成29年4月1日から施行するものです。